

保護者 様

吉川市保育幼稚園課長

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」発令に伴う保育施設への登園自粛について

日頃より、本市保育行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、ご承知のとおり4月7日に政府から出された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」に基づき、埼玉県が対象地域に指定されました。

この宣言を受け、吉川市新型インフルエンザ等対策本部におきまして、5月6日まで保育施設への登園自粛を保護者の皆さまに要請させていただくこととなりました。保護者の皆様におかれましては、緊急事態宣言の趣旨に鑑み、感染拡大防止のため、ご家庭で保育の可能な場合は、できる限り保育施設への登園自粛にご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、やむを得ずご家庭での保育が困難な方につきましては、現在、ご利用されている各保育園（所）等にご相談ください。

記

1 要請の期間

令和2年4月13日（月）～5月6日（水）

※宣言期間の延長や短縮により、変更する場合があります。

2 要請期間の利用に当たって

「利用届出書」を原則4月13日（月）までに各保育園（所）等に提出してください。

※ご都合により上記期限を過ぎる場合は、各保育園（所）等へご連絡ください。

3 登園自粛に伴う保育料について

要請の期間、ご家庭での保育にご協力いただき1日以上欠席があった場合は、保育料は日割り計算とします。期間中の保育料は欠席日数に応じて日割り計算の上、後日ご請求させていただきます（認定こども園、小規模保育等に既に通われている方につきましては、各園にご確認ください）。

ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

担当 吉川市保育幼稚園課

電話 048-982-9528（直通）

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の予防及び疑いのある場合の対応について (お願い)

新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザ同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の実施がとても重要です。また、疑いのある場合は次のとおり対応してまいります。

保育所等における新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止を図るための対応となりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆ 新型コロナウイルス感染症の予防

〇こまめに手を洗いましょう

こまめに手を洗い、アルコール消毒をしましょう。
洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

〇3つの**密**を避けましょう

- | | | |
|--------------|------|---------|
| ① 喚起の悪い | 密閉空間 | を避けましょう |
| ② 多数が集まる | 密集場所 | を避けましょう |
| ③ 間近で会話や発声する | 密接場面 | を控えましょう |

◆ 次の症状のある方は専門的機関への相談ください

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
- ② 呼吸器症状が認められる。

草加保健所

048-925-1551 受付：8：30から17：15まで

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

0570-783-770 受付：24時間対応

◆ 次の症状のある方は保育園の利用はできません

- ① 発熱（37.5度以上）がある
- ② 呼吸器症状が認められる
- ③ ①又は②の症状であった場合は、解熱後24時間以上の経過（①の場合）、呼吸器症状の改善（②の場合）するまで。

※病児・病後児保育室「めぐみ」については上記の場合、利用できません。